

## 個人情報保護委員会（第158回）議事概要

- 1 日時：令和2年11月20日（水）14：30～15：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、熊澤委員、小川委員、中村委員、大島委員、  
加藤委員、藤原委員  
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、  
赤阪参事官、片岡参事官、濱口参事官

### 4 議事の概要

- (1) 議題1：改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（個人関連情報）

事務局から、資料1に基づき説明を行った。

中村委員から、「個人関連情報に関する規定を法改正により新たに設けた趣旨は、個人関連情報の提供先である第三者により、本人を識別した上で情報を利用されることによる個人の権利利益の侵害を防止することであり、規定では本人関与が強化された。すなわち、改正法第26条の2において、個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときに、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意等が得られていることを確認することを個人関連情報取扱事業者に求め、本人関与の機会を確保している。この本人からの同意取得は、法改正の趣旨を踏まえれば、本人関与の機会を実質的に確保できるような方法を探るべきであると思う。同意取得については明示の同意を求めることは事業者負担が大きいという意見もあるが、規律を設けた趣旨を踏まえると、本人が提供先における情報の取扱いを認識する機会を与えられ能動的に同意をすることが重要であり、資料5ページに示された『本人に対して必要な情報提供を行い、本人がそれをよく理解した上で、明示の同意を得ることを原則とすべきではないか』という同意取得の方法の方向性は適切であると思う。今後、同意取得の具体的な方法を検討する際にも本人の適切な関与の視点を踏まえることが大切だと思う」旨の発言があった。

加藤委員から、「本規律について、Cookie規制等といった報道も当初は一部でみられたが、この規制は単純にCookieを規制することを意図したものではなく、個人関連情報を『特定の個人を識別した上』で利用する際には、適切な本人関与を求めるものである。事業者に対しても、このような制度の趣旨や考え方が十分に伝わるよう、周知・広報を行っていくべきではないかと考える」旨の発言があった。

藤原委員から、「資料3ページに示された検討すべき主な論点②について、

制度改正大綱の『個人データになることが明らかな情報』という表現が、改正法において『個人データとして取得することが想定されるとき』となった。どのような場合かと言え、資料9ページに示されたように、『個人データとして積極的に利用しようとする場合に限られる』と表現されている。おおむね、このとおりであると思うが、表現について『積極的に利用する場合』という主観的要件が重要であると理解しているが、何をもって積極的な利用とするのか、微妙な判断を必要とすると思う。最終的にガイドラインで制度の趣旨・目的をどのような表現とするかについては、引き続き検討してもよいのではないかと思う」旨の発言があった。

丹野委員長から、「3人の委員から意見を頂戴した。今回、『改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について』の4つ目であるが、本日の議論を踏まえ、引き続き検討を進めてまいりたい」旨の発言があった。

以上